別表十二（十）　原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定原子力発電施設の名称		1			
積立期間		2	昭平 平 ・　・ ・　・		
当期積立額		3	円		
積立限度額の計算	当期末の解体費用見積額	4			
	累積限度基準額 (4)×90/100	5			
	前期以前積立合計額の計算 前期以前の損金算入額の合計額（前期以前の(23)の合計）	6			
	前期以前積立合計額の計算 前期以前の積立限度超過額の合計額（前期以前の(11)の合計）	7			
	前期以前積立合計額の計算 前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8			
	前期以前積立合計額の計算 計 (6)＋(7)－(8)	9			
	積立限度額 ((5)－((9)×90/100))×当期の月数/当期以後の積立期間の月数	10			
積立限度超過額 (3)－(10)		11			
累積限度超過額の計算	累積限度基準額 (5)	12			
	前期以前の損金算入額の合計額（前期以前の(23)の合計）	13			
	益金算入額の合計額	14			
	前期以前の累積限度超過額の合計額（前期末までの(17)の合計）	15			
	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13)－(14)－(15)	16			
	当期累積限度超過額 (16)－(12)	17			

翌期繰越額の計算	期首原子力発電施設解体準備金の金額		18	円	
	当期益金算入額	解体費用を支出した場合の益金算入額	19		
		累積限度超過額 (17)	20		
		その他の場合による益金算入額	21		
		計 (19)＋(20)＋(21)	22		
	当期積立額のうち損金算入額 (3)－(11)		23		
	期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18)－(22)＋(23)		24		
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金		25		
	差引 (25)－(24)		26		
	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (22)－((3)－((25)－前期の(25)))	27		
		当期に生じた差額の合計額 (11)＋(27)	28		
	前期以前分	前期末における差額（前期の(26)）	29		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表十二（十）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人で電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第１号（定義）に規定する一般電気事業若しくは同項第３号に規定する卸電気事業（以下この号において「一般電気事業等」という。）を営むものが租税特別措置法第57条の４（原子力発電施設解体準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「前期以前の累積限度超過取崩額の合計額（8）」の欄は、前事業年度又は前連結事業年度終了の日までに租税特別措置法第57条の４第４項又は第68条の54第３項の規定により益金の額に算入された金額（原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）第４条第３項（取崩し）の規定により取り崩した金額のうち益金の額に算入されなかった金額がある場合には、当該金額を含む。）の合計額を記載すること。

3　「積立限度額　(10)　((5)－((9)×90/100))×当期の月数/当期以後の積立期間の月数」の欄は、当該事業年度又は連結事業年度が特定原子力発電施設（租税特別措置法第57条の４第１項に規定する特定原子力発電施設をいう。）の設置後初めて発電した日を含む事業年度である場合には、同欄中「当期の月数」とあるのは「特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数」と、「当期以後の積立期間の月数」とあるのは「積立期間の月数」として記載すること。